

## 第3章

### 各種相談窓口等意見交換会



## I. 目的

講演及び意見交換を通じ、自助グループ、交通事故相談所及び都道府県警察、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の業務範囲の確認や効果的な広報啓発についての意思疎通及び連携強化を図ることを目的としている。

## II. 概要

交通事故相談所及び都道府県警察、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の意思疎通と連携強化を図る効果が期待される意見交換会を三重県及び岡山県において開催した。

## III. 体制

当該事業を進めるに当たっては、以下の体制で実施した。

- (1) 専門家（平成30年度交通事故被害者サポート事業検討会委員、敬称略）
  - ・同志社大学法学部・法学研究科教授 川本 哲郎
- (2) 相談窓口等関係者
  - ・各地域の交通事故や精神保健に関する相談窓口、被害者等支援関係者
- (3) 事務局
  - ・警察庁
  - ・株式会社アステム

## IV. 開催日程

- (1) 三重県 平成30年9月28日（金）
- (2) 岡山県 平成30年10月10日（水）

## V. プログラム

各相談機関、支援機関の業務紹介の後、専門家による講演が行われ、その後、意見交換を行った。

なお、参加者に事前アンケート調査を実施し、相談業務を通じての課題や好事例等の意見を集約するとともに、当該地域が抱える状況について把握した上で意見交換を実施した。

### プログラム

時 間	担 当	内 容
13：00～13：20	事務局	開会挨拶・参加者の紹介（業務紹介も含む）
13：20～14：20	専門家	講演「交通犯罪の被害者」
14：20～14：35		休 憩
14：35～16：35	全員	意見交換
16：35～17：00	事務局	総括・閉会

## VI. 実施内容

### 1. 三重県

#### (1) 出席者（敬称略）

- ・平成30年度交通事故被害者サポート事業検討会委員  
同志社大学法学部・法学研究科教授 川本 哲郎
- ・三重県環境生活部くらし・交通安全課 2名
- ・三重県こころの健康センター 1名
- ・社会福祉法人三重県社会福祉協議会総務企画部地域福祉課 1名
- ・国土交通省中部運輸局交通政策部消費者行政・情報課 1名
- ・津地方検察庁 2名
- ・津保護観察所 2名
- ・日本司法支援センター三重地方事務所（法テラス三重） 1名
- ・公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 2名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構被害者援護部 1名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構三重支所 1名
- ・三重県警察本部警務部広聴広報課 1名
- ・三重県警察本部交通部交通指導課 2名
- ・事務局 3名

#### (2) 会場

三重県勤労者福祉会館 特別会議室（三重県津市栄町1丁目891番地）

### (3) 講演「交通犯罪の被害者」

同志社大学法学部・法学研究科教授であり、平成30年度交通事故被害者サポート事業検討会委員である川本哲郎氏より、交通犯罪の被害者に関する諸問題について講演が行われた。

[講師] 同志社大学法学部・法学研究科教授 川本 哲郎 氏

[要旨]

#### 被害者の人権

被害者の人権というのは、「犯罪被害者等基本法（平成16年12月制定）」の3条に定められている通り、「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」ものです。

犯罪被害というのは、いつどこで誰に起きるか分からない、全ての国民が対象になる可能性のあるものです。ですから、不幸にも犯罪被害に遭われた方には、被害を回復する権利があるのです。当然、社会としても、被害者の回復を支援しなくてはなりません。被害者からは「支援と言うけれども、上から目線で『助けてあげている』というスタンスで対応されるのは、とても納得できない」という声もあります。一番重要なポイントは、支援を受けることは被害者の「権利」であるということです。

#### 経済的支援、中長期的支援

経済的支援には、国の犯罪被害給付制度、地方自治体の見舞金制度、損害賠償命令があり、非常に重要な支援の一つです。

被害者支援条例については、この条例が全市町村にある都道府県は、現在、全国に4府県（岡山県、京都府、秋田県、大分県）しかありません。被害者支援条例を設けたら、見舞金制度も作られることが多いのですが、ほとんどが同額の設定です。もちろん無いよりはあるほうがいいのですが、今後、この制度はもっと拡充される必要があります。

損害賠償命令は、本来は、損害賠償額が高額であるがためにすぐ払えないので、さしあたり一部でも支払いを認めようという主旨なのですが、最近では、高額で支払えないだけでなく、損害賠償命令ではなく民事訴訟の損害賠償を得ることができても支払ってもらえない、という事例が出ているようです。また、交通犯罪の場合は、多くの方が自動車保険で損害賠償を得ていると思われませんが、中には自賠責保険に入っていない加害者もあり、必ずしも全ての人が損害賠償を得ているわけではないという問題もあります。

次に、非常に重要となるのが、社会福祉的・中長期的な支援です。犯罪が起きてファーストコンタクトとなる警察や引き継がれる支援関係機関だけでは、長期的な支援は難しくなります。そういう時に、社会福祉協議会などソーシャルワークの機能をもった機関とも連携し、社会全体として支えることが重要です。

## 関係諸機関の連携

埼玉県では、ワンストップ支援センターを設置しています。現在、性犯罪被害者のワンストップ支援センターはいくつかの自治体にもありますが、埼玉県は、性犯罪に限らず全ての犯罪について対応する窓口として設置しています。このような、関係諸機関の連携によるワンストップ支援サービスが望まれています。

ここで重要となってくるのが、関係諸機関をつなぎコントロールする中核機関の存在です。関係諸機関の連携を確立するためには、この中核機関をどうするか、どのように連携形態を構築するかを、まず検討する必要があります。

## 交通犯罪の現状

年間の交通事故死者数は、2017年が3,694人、交通戦争といわれた1970年は1万6,000人を超えていました。1970年から見ると、現在4分の1にまで減ったことは、警察をはじめ関係諸機関の多大なる努力の賜物だと思います。しかし、まだ4,000人近い方が亡くなっているということは、被害者支援の重要性というものは少しも減っていないのだということ、改めて考えなくてはなりません。

交通事故死者数がここまで減った大きな要因の一つは、飲酒運転の罰則強化だろうと思います。短期間で罰金をどんどん上げたことが、予想以上の効果を生みました。飲酒運転が減ると、死亡事故の件数も減ります。ただ、罰則の強化には限界があります。これから、また次の方策を考えていく必要あるといえます。

また、シートベルト着用率アップなど安全教育の強化、安全車など交通環境面の進展、道路環境や救急医療の改善も、交通事故死者数の減少に大きく影響したと考えられます。

## 複雑な交通犯罪処罰規定

最近の交通犯罪について考える上で、一番問題だと思うのは、処罰体系が非常に複雑になっているということです。

「危険運転致死傷罪」ができるきっかけとなったのは、1999年に飲酒運転の大型トラックが東名高速道路で普通乗用車に衝突して起きた交通事故です。この事故により3歳と1歳の姉妹が焼死しました。加害者は、運送会社のトラック運転手という職業ドライバーであるにもかかわらず、日常的に飲酒運転をしていました。その時は、真っ直ぐ歩けないくらいの酩酊状態だったそうです。

当時は、業務上過失致死罪で法定刑の上限が懲役5年、飲酒運転を加えて7年半というのが一番重い刑罰でしたが、実際には4年半くらいの判決になりました。被害者夫妻は、こんな悪質無謀な事件がどうして過失で、こんなに短い刑期なのか、殺人に近いではないかと訴え、署名活動で37万人以上の署名を集め、法務省に陳情をして危険運転致死傷罪ができたのです。

「自動車運転死傷行為処罰法」第2条「危険運転致死傷罪」は、第1項で「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為」として、飲酒運転を置いています。刑法には、必要最小限度で用いるべきという謙抑性の考え方があるため、ここでは「危険な運転により」とはせず、まず飲酒運転を対象にしました。次に第2項「その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為」、つまりスピード違反です。1970年頃の交通戦争時代に交通三悪といわれたのは、「飲酒」「スピード違反」「無免許」です。ところが、無免許というのは、その何割かが免停ないし免許取消中に運転しているので、それならば運転技術はあるということになるため、第3項の「技能を有しないで」には該当しないこととなります。そして、第4項に暴走族の無謀運転、第5項に信号無視を挙げています。2015年の改正で、第6項に高速道路の逆走が新たに付け加わりました。

危険運転致死傷罪ができた当時は、この5類型に加え、悪質無謀な事件であれば併合罪が適用されより重く処罰されるだろうと考えていました。しかし、その後の交通犯罪の流れの中で、逆に限定をかけることにより、悪質無謀な運転であってもこの類型に当てはまらなければ対象外であるということが、分かってきました。被害者は、もちろん納得できないということになります。

鹿沼市クレーン車暴走事故（2011年）では、てんかんの持病があり、人身事故を起こした前科もある加害者は、その朝は体調が悪いという自覚があったにもかかわらず、10トンクレーン車を運転し、集団登校の児童の列に突っ込み6人の児童が亡くなりました。加害者は、自動車運転過失致死罪で懲役7年の実刑判決となりました。

京都亀岡無免許暴走事件（2012年）では、未成年の加害者が無免許で30時間運転し続けた末、居眠り運転で登校中の児童と引率の保護者の列に突っ込み、児童2人と妊娠していた母親が死亡しました。加害者は、自動車運転過失致死傷罪などの非行事実で懲役5年以上9年以下の不定期刑となりました。

どうしてこんな悪質な事件が危険運転致死傷罪にならないのか、刑罰が軽すぎる、到底納得できないと、鹿沼市と亀岡市の被害者遺族が署名活動をし、そしてできたのが「自動車運転死傷行為処罰法」です。この第3条「準危険運転致死傷罪」の第1項では、「アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」と対象範囲を広げています。第2項では、病気の影響で事故を起こした場合について言及しています。

近年、特に問題となっている、スマホながら運転とあおり運転ですが、これはどちらも危険運転ではありません。過失運転致死傷罪あるいは、あおり運転だと車間距離不保持で長くて懲役2年くらいの刑罰なのです。

## 道路交通法

飲酒運転は道路交通法違反であり、その処罰は、当初2年以下の懲役又は10万以下の罰金であったのを、2001年には3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、2007年には5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げました。これは飲酒運転防止にそれなりの効果を上げたといえるでしょう。さらに、車両等提供罪、酒類提供罪、要求・依頼同乗罪というのは、飲酒運転を幫助するとか教唆するといった飲酒運転の共犯形態なのですが、それを単独で法律違反と位置付けたことで、より防止効果を上げました。今や、飲酒運転がいかにも悪質無謀な重大犯罪を引き起こすか、国民の間にかかなり定着してきています。

高齢者による人身事故の問題、免許返納の問題もあります。免許返納率の上位は東京、大阪という大都会で、一番低いのは三重県、これは高齢者にとって車が無いと生活できない地域であり、返したいけれど返せないという事情があるらしいとある本に書いてありました。ただ、これは、10年後くらいには大分変わると思います。自動運転車、アシスト運転車というのがかなり出てきて、高齢者の事故は減るだろうと思います。

自転車も道路交通法の範疇に入ります。最近では、電動機付自転車やブレーキのついていない自転車など、自転車事故における処罰が問題になっています。電動機付自転車で高齢者にぶつかり死亡させたケースや、両手手放しで運転していて人にぶつかり死亡させたというケースもあります。ようやく最近になって、自転車通学を希望する学生に対し講習を義務付けたり、自転車保険への加入を勧めたりするような取組をする大学が出てきました。京都府では、自転車の安全な利用の促進に関する条例を制定するなど、周知は広がっていますが、まだまだ問題はあります。

日本の場合、刑罰と民事の損害賠償、運転免許の停止や取消というのは行政処分であり、担当部署が別々なので、刑罰も軽い、損害賠償も軽い、行政処分も取消じゃなくて免停だという人もいれば、実刑になり、損害賠償も高額で、免許は取り消されたという人も出てくるということがあります。今の日本には、この統制を取る機関はありません。全体の処罰を鑑みて調整する機関が無いというのも問題だと思います。

## 被害者・遺族の声

被害者・遺族の声として、交通犯罪者に対する刑罰の軽さに対する憤り、司法制度に対する不満、処罰適用の範囲拡大や法定刑引き上げの要望などたくさんあります。そのほか、真相の究明、再発の防止についての声もしっかりと受け止めなくてはなりません。

被害者の声を受け止めるには、被害者に寄り添い、まずは被害者の話を真摯に聴き、しっかりと把握することが大事だと思います。全国被害者支援ネットワーク理事長の平井氏は、「被害者はみなオンリーワンである」と述べられています。実際、「交通事故被害者」とひとくくりにはできないものではないし、それは被害者にとっては非常に抵抗があります。

また、被害者遺族には、真相を究明したいという気持ちが強くあります。中には、事故

の原因をはっきりさせて二度と同じような事故を起こさないことが大事だと、真相究明の活動に尽力されている方もいます。

また、被害者遺族の中には、前科者が出所後に再び犯罪を犯さないための支援として、前科者を自身の職場で雇用するといった再犯防止の活動をされている方もいます。

犯罪被害者の要望というのは、非常に多様性があり、また時が経つにつれて変わることもあります。その時々への対応は、かなり難しいものがあると思います。特に行政関係者は2、3年で異動します。だから、関係者間での引き継ぎは非常に重要であり、長期的な支援がこれからの大きな課題だと思います。

また、連携による広域の支援が必要とされるケースがあります。国土交通省では、日航ジャンボ機墜落事故（1985年）やJR福知山線脱線事故（2005年）などの大事故被害者の声を受けて、2012年に公共交通事故被害者支援室を設置し、公共交通事故による被害者支援に向けた取組を進めています。設置後、最初に支援対象となったのは、関越自動車道高速バス居眠り運転事故（2012年）でした。北陸からディズニーランドを目指すツアーバスが群馬県で防音壁に衝突、バスは大破して、乗員乗客46人全員が死傷する大事故となりました。最近では、軽井沢スキーバス転落事故（2016年）、これは群馬県・長野県境付近でスキーのツアーバスが転落した事故です。いずれも、複数の自治体や支援機関との連携による広域の支援が重要となりました。

## 二次被害

交通犯罪の被害者は、保険があるので損害賠償という点では、まだ恵まれているといえるかもしれませんが。しかし、そこに、二次被害の問題があります。

自分の子どもが交通事故で亡くなり、子供部屋をそのままにしておいた。けれども、それを毎日見るのがあまりにもつらいので、思い切って引っ越すことにした。そこで近所の人から言われたのは、「子どもが死んで賠償金が入ったから、それで家を買って引っ越した」という被害者遺族の話があります。これを二次被害といいます。周囲の無責任な言動により、さらに被害者が傷付けられるのです。

本意見交換会には、やはり自動車保険会社の方にも来ていただきたいと思います。保険会社は、自動車事故を仕事として日々当然の対応としてされているのだろうけれど、被害者は初めてです。紋切り型で、損害賠償も争う余地なし、という対応をされると、被害者にはすごく抵抗があります。

定期金賠償というのは、損害賠償を分割で命日払いすることです。普通でも、損害賠償を支払ってくれないケースはありますから、そんなことをしたら取れない可能性も出てきます。けれども、被害者遺族にとっては、「それでもいい、一気に支払ってそれで済んだみたいな対応をされる方が耐えられない。毎年子どもの命日に分割払いをすれば、少なくともその日一日は思い出してもらえる、だからそうしてほしい」という要望があるのです。

被害者にはいろいろな思いがあるので、それに応えるということが非常に重要な課題です。

次のような話もあります。危険運転致死傷罪制定のきっかけとなった、東名高速道路の飲酒運転衝突事故を起こした運送会社から、飲酒運転撲滅活動をしていた被害者夫婦に、社員向けに講演をしてほしいと要望があったそうです。そして講演から数週間後、その会社の取締役が飲酒運転で捕まりました。「あの講演は一体なんだったのか、どうしてなのか、非常につらい」と被害者夫婦はおっしゃっていました。こういうことも、二次被害になることがあるのです。

### 修復的司法

刑務所から出てきた犯人に、被害者が面会された例もあります。その被害者は、本人に直接会って、今の気持ちなどが聞いてよかったと言われていました。

被害者は、加害者の反省を聞いて癒しにする。加害者は被害者の気持ちを知ることによって、更生、立ち直りにつなげる。これを「修復的司法」といい、世界的に広がっている考え方ですが、やはり、なぜ被害者が加害者に協力しないといけないのかという意見もあり、うまくいく場合もあれば逆効果になる場合もあり、難しいところだと思います。しかし、これが真相の究明につながり、ひいては再犯の防止につながることもあるのです。

### クルマ社会の在り方

福岡県には飲酒運転撲滅条例があり、5年以内の再犯にはアルコール依存症の受診が義務付けられ、受診しない場合は5万円以下の過料になります。これは条例なので、都道府県単位での制定です。もっと広がることを期待していたのですが、現在、これに続いたのは三重県だけのようです。飲酒運転が重大犯罪であるという意識はかなり浸透してきているはずなのに、それでもまだやる人はアルコール依存症だから酒をやめられないのだろう、それならば治してあげるほうが早いのではないかという発想です。このように、いろんな手だてを使って交通犯罪を減らしていくということが大事です。

交通環境は、今後かなり様変わりすると思います。自動運転の時代になると交通事故は減ると予想されるのですが、今度は、自動運転車による事故の責任の所在といった新たな争点が出てくると思います。被害者の支援、被害者に対する説明、そういうものも難しくなってくると思います。

### 今後の課題

被害者の要望というのは多種多様です。ですから、それに沿った多種多様な支援、中長期的な支援が必要です。組織内や関係機関間の引き継ぎと連携が重要です。その在り方を考えていかななくてはなりません。

今まで、学校教育や運転免許更新時の講習の場で、被害者について触れられることはありませんでした。運転免許更新時の講習は、年間に1,000万人くらいが受けています。やはりここで、被害者の説明をして、運転者には命の大切さを理解してほしいと思います。

法律はかなり複雑になっています。支援者は、それをいかにうまく、理解した上で被害者に説明できるかが大事になってきます。研修など支援者が学べる機会をきちんと設定していくということも必要です。

もちろん、経済的支援は重要なポイントとなります。

そして、やはり必要なのは、きめの細かい支援です。その一つ的手段として、犯罪被害者支援センターの数を増やし受皿を広げる方法もあると思います。また、最近では、DV、ストーカー、児童虐待など類型別の支援が進んでおり、これは非常に良いことだと思いますが、やはり横のつながりが必要だと思います。犯罪被害という点での共通点も多いと思いますので、支援に関わる人それぞれが、交通犯罪で得られた知見を他の犯罪被害者支援にも活かしていくということも今後は必要ではないかと思います。

最後に、欠かしてはならないのは、継続的な点検です。実際の運用、適用も見て、必要に応じ変えていく、ということも大事だと思います。

#### (4) 意見交換

講演を受けて、日々の相談業務を通じての課題や今後の取組等について、意見等の交換がなされた。

#### 現在の課題

##### [意見]

- ・被害者は、加害者の墓参や誠実な謝罪を求めるが、なかなか実現しない。
- ・加害者も重症の障害を負ったため捜査が進まないという状況の場合、遺族としては心情的に理解しにくい。そのような場合の対応に苦慮する。
- ・役所の手続きの際、複数の窓口で診断書の原本が必要となる。最初にどれだけ必要か分かっていたら、負担も軽減するので、そのような仕組みが必要。
- ・交通事故で重度障害を負った方を対象に介護料を支給しており、県内では現在 95 人の受給者がいる。その方たちの訪問支援をしているが、相談内容によっては対応に苦慮することがある。
- ・被害者や遺族から、事故状況や目撃証言などの情報提供を求められるが、捜査中であると、説明できる範囲の線引きが難しく対応に苦慮する。捜査終了後であれば、ある程度は伝えられるが、時間を要する。送検後も、検察庁で捜査があるのでさらに時間がかかる。説明し理解を求めるが、納得してもらえない場合も多くある。
- ・日常生活自立支援事業において、交通事故で高次脳機能障害の後遺症が残った方の保険会社への対応などの支援もしているが、成年後見制度のような代理権がないため、他機関と押し付け合いのような形になってしまっているところが課題。
- ・高次脳機能障害を対象とした支援はまだまだ課題がある。

##### [川本氏]

- ・行政の手続き関係は、被害者の負担が軽減されるよう、各窓口間で連携を取りスムーズにできるようなワンストップの仕組み、体制を検討してほしい。
- ・社会全体、地方自治体全体で協力し合う対応を検討してほしい。顔の見える関係があれば、相談していただくこともできるのではないかと。特に、高次脳機能障害の場合、本人にはほとんど記憶がない。その分、家族が介護で大変になる。そのことが社会的にはあまり理解されていない。

#### 好事例（連携）について

##### [意見]

- ・被害者支援制度により保護観察所、検察庁、刑務所が連携し、加害者の状況を被害者や遺族に通知することができるようになりよかった。

- ・家庭裁判所調査官に遺族の大変な状況を理解してもらえることで、絶望と無力感に悩まされていた遺族も少し前向きな気持ちを抱くことができた。その後、遺族は裁判を傍聴することもでき、家族の死と向き合うきっかけとなった。
- ・お互いの悩みや不安、現在の介護の方法などを話し合う場として、介護者交流会を年 1 回実施している。医師や看護師からの話や、社会福祉協議会担当者からの日常生活自立支援事業の制度についての説明など、介護者に有効な情報を発信するようにしている。
- ・警察では、被害者遺族からの捜査状況を知りたいなどの要望に対し、検察庁と連携しながら対応している。
- ・県では、交通事故相談窓口には損保会社のOBを配置し、損害賠償請求の具体的な対応ができるようにしている。
- ・収入や貯金があり経済的に困難でない方の法律相談は法テラスでは受けることができないので、日弁連や三重弁護士会でも交通事故の無料相談をしていることを案内している。
- ・公判や裁判の代理傍聴について、検察庁では、起訴後、公判期日通知時に代理傍聴の希望を聞いている。犯罪被害者総合支援センターの場合は、事故発生当初から支援に関わるので、検察庁の支援のスタートラインとずれており、被害者が代理傍聴を望まれる場合にかぶることはない。
- ・相談員のスキルアップのため、毎月 1 回、保護観察所や検察庁、警察など関係機関から講師を招聘して勉強会を開いている。
- ・軽井沢スキーバス転落事故（2016 年）は現場が群馬県・長野県境付近で、乗客は関東方面が中心だったため、被害者が広域にまたがった。関東と北陸の各運輸局に相談窓口を設け広域な支援を行った。
- ・運行中の新幹線台車に亀裂が見つかった事件（2017 年）では、3 地域の運輸局が連携して相談窓口の対応を行った。各地域の被害者支援センターや県警との連携も必要となるため、顔の見える関係であることが大事。現在、管轄内の各県や社会福祉協議会等とつながりを作る取組を行っている。

[川本氏]

- ・長期的な支援では、社会福祉協議会の支援が必要になってくる。
- ・被害者にとっては、どこに何を相談すればよいのか非常に分かりにくい。県の広報誌に関係機関一覧が掲載されていても、それを見てどこに行けばよいかのアドバイスが必要。
- ・治療や介護が長期にわたる場合、退院して在宅治療・介護となった時に、どのようにして支えていくのが重要。息の長い支援をするためには、経済的支援・生活面での支援を考えると、NASVA のような機関と社会福祉協議会との連携が必要である。
- ・代理傍聴の支援先として、検察官に頼むか民間ボランティアに頼むか、被害者が選べるという選択肢が複数あるのは、被害者にとっては有り難い。

## 周知状況、被害者とのコンタクト方法について

### [意見]

- ・リスティング広告や関係機関への業務説明などを実施している。
- ・さまざまな相談窓口情報と法制度情報をデータベース化してホームページで公開している。
- ・電話相談がほとんどだが、ホームページのメールやフェイスブックでも受け付けている。
- ・介護料受給者へアンケートを実施したり、各自治体、市町村、病院を回って周知等をしている。
- ・県民手帳に相談窓口等を集約して掲載している。また、運転免許更新時の講習で、相談窓口を記載した冊子を配布している。
- ・県では、現段階では、微妙なニュアンスの違いでお互い誤解があってはいけないので、メール、SNS を使った相談はせず、面談か電話に限っている。県全体のよろず相談窓口はメール、電話、面談でも受け付けているので、そこから交通事故相談へ転送され、内容が不明確な場合はこちらから文書か電話で連絡を取っている。
- ・事業パンフレットを作って配布している。
- ・国土交通省では、公共交通事故の被害者にコンタクトカードを渡す支援を行っているが、周知、認知には至っていない。公共交通事故の被害者支援フォーラムを開催し、公共交通事業者だけでなく、救急指定病院関係者や消防関係者にも参加を募り周知を図っている。各公共交通事業者に、安全の徹底を指導するとともに、被害者支援策の策定を促している。
- ・ホームページや冊子で被害者ホットラインを案内している。業務の体質上、相談は電話。メールでの相談はあえてやっていない。
- ・DV の被害者・加害者からの相談もあるので、電話かメールか希望される方法で連絡を取っている。
- ・捜査の初期段階で被害者遺族に「被害者の手引き」を渡しており、そこには各種機関の連絡先が記載されている。初期段階では被害者は大きなダメージを受けた直後でもあるため、事件の流れなど説明してもなかなか理解するのは難しい。必要に応じてサポートカードを渡し、要望に応じ、捜査部門から被害者支援室へ引き継ぎ、そこから支援センターへ要請するという流れをとっている。
- ・警察の関わりは初期段階であるが、ある程度の期間が経った時期にも連絡を取り、現況や困っていることがないか伺っている。
- ・こころの健康センターでは、話を聴くことに主体をあてた「傾聴テレホン」を実施している。ホームページに、支援者向けの「こころのケアガイドブック」を掲載し、精神科に関する社会資源や依存症などについての情報提供を行っている。

[川本氏]

- ・インターネット、SNS の活用は、これからさらに重要となるだろう。特に若者にとっては、電話以外にスマホのメールやLINEの方が相談しやすいということもある。それにどう対応するかが今後の課題。利用しやすいなら、改善していくという努力は必要。チャンネルを増やしていくことが重要。メールの情報管理についてもあわせて考える必要はある。
- ・各セクションで独自にいろいろ作成されているパンフレットを、共通版で作れないか検討してほしい。
- ・大規模な事件だと国が乗り出すということになるが、そうでない場合、支援センターが核になるのか、警察が核になるのか、日常的な会合を持つことが必要。信頼した上での引き継ぎ、連携が望まれる。

## 今後の取組

[意見]

- ・事故相談窓口への相談件数は、年々減少している。ここ10年で約4分の1になり、昨年度は年間で400件程度。費用対効果上、現状の相談体制を存続していくことが難しくなってきた。相談窓口でどういうことを相談できるのかを、もっとPRする必要がある。
- ・社会福祉協議会では、生活面での相談を受けることが多いが、今後、交通事故被害者のサポートや相談にも対応していく必要があると感じた。
- ・大規模災害時のマスコミ対応や野次馬対策について、国土交通省と地元警察が連携し、取材規制や定期的な情報提供、交通規制など、被害者に寄り添った具体的対策をもっとしていく必要がある。
- ・高齢者の運転免許証の自主返納施策を推進している。本県の高齢者の運転免許証の返納率は、平成27年は47都道府県中47位だったのが、昨年は21位くらいまで上がっている。県交通安全研修センターで参加体験実践型の研修をし運転に不安があるという自覚を促し、免許の返納につなげている。返納者に対する支援措置を県のホームページで公表し返納の後押しをしている。
- ・三重県飲酒運転ゼロを目指す条例を制定し、飲酒運転違反者に対しアルコール依存症の受診義務を課す通知を出している。受診義務は課せられているが、義務に反した場合の罰則はない。にもかかわらず、受診率は43%前後で、再発防止につながっている。
- ・三重県の犯罪被害者支援条例の検討をしている。今年度末までに制定する予定。

[川本氏]

- ・今後、長期的な支援というのは絶対に必要となる。
- ・被害者への寄り添い方は、当然いろいろな方法がある。一覧表があればできるわけでもなく、優先順位をつけてやるということのも適切ではない。各関係機関の知見を集め、情報を

参考にし、一番適切で妥当な支援の仕方を見出していかななくてはならない。言うは易く、行うは難し。地道に一步ずつ進んでいくより仕方がないが、顔の見える関係でダイレクトに意見交換することが非常に役に立つ。

・飲酒運転について、アルコール依存症の受診義務の取組をしているのは、福岡県と三重県だけ。もっと全国的に広げるべき。三重県の特徴として、さらに推し進めてほしい。

#### (5) 意見交換のまとめ

被害者に対し、行政窓口のワンストップサービスと、その前段階での情報提供やアドバイスも必要であることが確認された。各関係機関とも、社会全体、地方自治体全体で連携し、協力し合い、中長期的な支援を行うことの重要性を再確認した。

## 2. 岡山県

### (1) 出席者（敬称略）

- ・平成 30 年度交通事故被害者サポート事業検討会委員  
同志社大学法学部・法学研究科教授 川本 哲郎
- ・岡山県県民生活部くらし安全安心課 2名
- ・岡山県交通事故相談所 1名
- ・国土交通省中国運輸局交通政策部消費者行政・情報課 1名
- ・国土交通省中国運輸局岡山運輸支局 1名
- ・岡山地方検察庁 2名
- ・岡山保護観察所 1名
- ・日本司法支援センター岡山地方事務所（法テラス岡山） 2名
- ・公益社団法人被害者サポートセンターおかやま 2名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構被害者援護部 1名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構岡山支所 2名
- ・岡山県警察本部警務部県民応接課 1名
- ・岡山県警察本部交通部交通指導課 1名
- ・事務局 3名

### (2) 会場

岡山市男女共同参画社会推進センター さんかく岡山 会議室 A B（2階）  
（岡山県岡山市北区表町三丁目 14-1-201 号（アークスクエア表町 2階））

### (3) 講演「交通犯罪の被害者」

同志社大学法学部・法学研究科教授であり、平成 30 年度交通事故被害者サポート事業検討会委員である川本哲郎氏より、交通犯罪の被害者に関する諸問題について講演が行われた。

[要旨]（P96～P102 参照）

#### (4) 意見交換

講演を受けて、日々の相談業務を通じての課題や今後の取組等について、意見等の交換がなされた。

#### 現在の課題

##### [意見]

- ・被害者や遺族からの問合せ対応で、どこまで踏み込んでいいのか躊躇することがある。
- ・高次脳機能障害は、リハビリテーション科、日常生活、専門的なデータの3点で診断が下れば多くの場合、自賠責保険が下りるが、認定が難しい。
- ・任意保険に入る場合は、人身傷害保険だけでなく弁護士費用特約にも入ってほしい。そうすれば、弁護士が関わりやすい。
- ・取扱案件について、県警察犯罪被害者支援室では分からない部分もあり、交通部門と連携して対応している。
- ・事故現場で最初に担当する現場警察官に、統一的な認識、技量や知識がないと、現場でのそれぞれの対応に格差が出るということが考えられる。交通任用課では、交通事故事件捜査担当者専科で被害者支援の授業を取り入れ、被害者連絡、被害者支援に対する考え方、取組の統一を図っている。

##### [川本氏]

- ・交通犯罪の被害者は、保険で救済されることが多いが、全員が救済されているわけではないのでそこが問題。保険会社も参加し、検討できるような場を設定してはどうか。
- ・高次脳機能障害など認定しづらい病気がどうなるのか、被害者の救済に向かって何ができるのか、意見交換をする必要がある。
- ・警察も検察も保護観察所も、メインの対象は犯罪者。弁護士会も、刑事弁護は被疑者・被告人の権利、人権の擁護がメインとなる。弁護士が中心的な業務として被害者支援をするようになったのは最近のことなので、これをいかに広げていくかという問題がある。

#### 好事例（連携）について

##### [意見]

- ・岡山県は、県と全市町村に被害者支援条例があり、全国でも先進的な取組をしている。
- ・県主導で、行政関係窓口で二次被害が起こらないように、行政関係者向けの研修会を行っている。
- ・被害者サポートセンターおかやまの初代理事長が精神科医だったため、その関係の精神科医が支援を引き継いでいる。その他の医療機関も、事件や被害の内容を知った上で診てもらっている。精神科と心療内科の複数の精神科医に診てもらっている。

・一人暮らしの高齢男性がひき逃げ事故に遭い、高次脳機能障害が残ると思われる状態で救急搬送されたが、被害者の兄も高齢で対応ができないとのことで、包括支援センター、福祉事務所、市の高齢者福祉課に相談したが解決せず、被害者サポートセンターに支援要請があった。協力弁護士を紹介し、弁護士が成年後見人となることで対応ができた。

・NASVA では、適切な関係機関を案内できるような窓口を一元化したホットラインを設け、被害者対応を進めている。また、療護センターが全国に4つあり、うち1つが岡山にある。支所と本部がしっかりと情報共有することができれば、組織としてより幅広く効果的な対応ができるようになる。

・岡山県警は、費用を負担し、部外カウンセラーを臨床心理士会に委嘱し、被害者や遺族を部外カウンセラーへつなぎ、精神的なケアを図っている。下校中の児童の列へ車両が突っ込み多数の死傷者が出た事件では、カウンセリング等の今後の対応についての検討会を設け、役割分担を決めて対応をした。被害児童や遺族、同級生には部外カウンセラーによるカウンセリングを行い、さらに、臨床心理士会と連携して委嘱していないカウンセラーにも応援してもらった。また、教育委員会とも連携し、スクールカウンセラーに同級生のカウンセリングをしてもらった。

・警察は捜査をするところというイメージがあり、カウンセリングをする場所としては、警察関係は適切ではない場合が多いので、教育委員会と連携し、小学校の空き部屋をカウンセリング場所として確保してもらった。

・警察は交通事故捜査がメインのため、大量に投入した警察官のほとんどは捜査に取られるというのが現状。現場で専門支援員に事案を引き継ぐことで、以後、適切な支援をしてもらうことができた。

・県下の11大学で187人が登録している被害者支援専門の大学生ボランティア「あした<sup>いろ</sup>彩」というグループがあり、被害者遺族の生活支援や精神的なケアの手伝いをしている。被害者遺族の農作業の手伝いをしたり、長期入院の被害児童の話し相手になったりするという支援をしている。被害児童は事件・事故をきっかけに不登校になるケースもたくさんあり、勉強についていけないことが大きな不安となる。それを取り除くために、大学生ボランティアが中学生や高校生の学習支援を始めている。学力面でのケアをすることで、再び登校してもらおうという取組を始めている。

・検察庁では、被害者通知制度により刑務所、保護観察所と連携し、処分を終えた時に被害者に処分内容を通知している。出所した日も通知できる。実刑にならず執行猶予で保護観察になった場合は、保護観察所に連絡をしている。

[川本氏]

・大学あるいは大学生と、地元の関係機関が連携し、学生ボランティアによる被害者支援活動がどんどん広がっていくことは大変良いことだと思う。

## 周知状況、被害者とのコンタクト方法について

### [意見]

- ・パンフレットやリーフレット、ホームページで各種相談先一覧を掲載している。
- ・県では、県警の協力で、現場警察官、交通警察官が人身事故を扱った時に、事故担当者から交通事故取扱カードを渡してもらっている。裏面に日時、場所、取扱警察官名などと共に「事故相談は相談所へ」という文言が書かれており、被害者と相談所がつながるよう工夫している。
- ・公共交通事業者に対し、公共交通事故が起こった時の事業者の支援計画を、事前に定めるよう広報している。
- ・ホームページのトップページで、被害者支援窓口や各種被害者支援制度を紹介するサイトを開けるようにしている。冊子データはダウンロードもできる。
- ・ホームページで、被害者支援員の執務室に直接つながる被害者専用の相談ホットラインを紹介している。受付時間は平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。それ以外の時間帯は留守番電話で受け付け、翌日連絡をする。ファックスでも対応している。
- ・ホームページではいろいろな関係機関・団体へのリンクをはっている。
- ・保護観察所の被害者の相談支援は、基本的には通知制度から入って通知を希望した方に随時意見聴取、広報をしている。
- ・問い合わせの電話番号、あるいは Q & A を載せたリーフレットを配布するとともに、関係機関窓口に配架している。
- ・岡山県真備町の豪雨災害の時、岡山県弁護士会で、生活を再建していく際の関係機関連絡先が記載されたしおりを被災者に配布し、非常に好評だった。被災者の再建しようという気持ちの根幹になったように思う。犯罪被害者も、そのような生活再建ハンドブックが身近にあるといいと思う。
- ・年に 3、4 回、フォーラムで、交通死亡事故被害者遺族が作ったメッセージパネルを展示したり、被害者遺族の講演などで啓発をしている。また、被害者支援養成講座を開催し、行政窓口の方に参加のお知らせをしている。
- ・県内自治体の福祉課、社会福祉協議会に、機関紙やホームページに NASVA の事業案内の掲載をお願いしている。また、自動車整備振興会の職員が各事業所の整備事業者を巡回指導する際に、事業案内チラシを渡してもらっている。
- ・警察では、被害者と面接する際に、支援内容や関係機関の窓口等を掲載した「被害者の手引き」を渡している。ホームページにもデータ版を掲載している。また、「交通事故の被害者とその家族のために」という冊子を、毎年データを更新して出している。簡単版のチラシを作成し、各警察署に配布し窓口に配架している。交通事故の発生から加害者の処罰までの流れや保険請求の関係、必要な被害者の支援救済制度等について、この冊子を交付し説明できるようにしている。

[川本氏]

・ホットラインの大きな課題は、24時間受付でないということ。被害者支援センターも24時間の受付は行っていない。今年から、全国被害者支援ネットワークがその時間外を引き受け各地へ戻す試みが始まった。各機関が相互に行って、どこかにアクセスすればどこかにつながるという体制が広がるべきである。

・被害者支援の現場では、電話以外にSNSはどうかという話がある。最近の若者はほとんど電話はかけない。電話がいい、SNSがいい、というのは、被害者の要望に沿うということなので、そういう多様化も図り相互に広げていくことも大事。

・埼玉県は、連絡先一覧を掲載した統一の冊子を作り連絡体制をとっている。また、県庁内にワンストップ支援センターを設けている。このような取組を進めてほしい。

・真備町は災害のケースだが、共通点はある。犯罪被害にも、好事例を活かしていくことは十分に考えられる。

・岡山県のように、全市町村に被害者支援条例があれば、そこに必ず担当者はいるということ。引き継ぎも絶対されている。この全市町村に条例があるという環境をぜひ活かしていただきたい。

## その他 今後の取組

[意見]

・国主導で、交通事故相談所の相談員の研修会を年に1回やっているが、年2回くらいやってほしい。

・法テラスでは、示談交渉および裁判所における手続きに必要な弁護士費用等を立て替える業務も行っているが、被害者が費用を負担して手続きを行っても、加害者の経済的な状況によっては判決等に従った損害賠償を受けることが見込めない事案もあり、被害者支援の課題の一つだと感じている。

・介護者が高齢になっているという問題。親が高齢で中高年の精神障害のある子どもを支援する時に、どのような対応ができるのか。

・被害直後は警察が中心になって被害者支援を行うが、その後の中長期的な支援が気になっている。

・捜査の初期段階、現場段階からの対応がメインになるので、被害者支援、連絡支援などについて、確実に支援担当者に引き継ぎをしてスムーズな対応ができるよう心掛けている。

・一般市民に広く、被害者支援が受けられる制度があるということを知ってもらいたい。被害当事者や遺族には、被害直後の早いうちに適切に情報提供をし、それぞれの適切な支援機関につながるよう、啓発広報が行き届くようにできたらよい。

・被害者の親が亡くなった後、弁護士をつけて成年後見の申し立てをする場合、弁護士費用、裁判費用の立て替えを法テラスと契約するが、被害者の認知能力が無いと、契約能力

が無いという判断になる。せめて認知能力が残っている段階で、補佐人という形で早めに対策を取ってもらうことが大切。

- ・もっと知名度を上げて、利用してもらえるようにしたい。

[川本氏]

- ・介護者が高齢になるというのは、今後、増えてくる。国あるいは国民全体で考えていく問題。
- ・個人情報の問題もあるが、警察のように最初に関わる方が、20年後にあの人どうなったかと心配になった時にすぐ分かるような試みも、今後はあってもよい。
- ・中長期的な支援は必要。各地被害者支援センターが設立されたのは20年くらい前のことなので、継続的な支援は最高で約20年。今後は30年、40年、50年という支援の在り方も考えていかななくてはならない。
- ・全ての国民が被害に遭う可能性はあるので、他人事ではないと受け止め、いかに支援体制を広げていくのかということは、重要な課題。
- ・被害者支援というのは、数十年前から見ると、格段の進歩、改善が図られていると思うが、まだまだやらなければならないことがある。社会全体での協力が必要。

#### (5) 意見交換のまとめ

関係機関の連携と中長期的な支援、現在の支援・連携を確実に引き継ぎスムーズな対応ができる体制作りが重要であること、また、精神的なケアの大切さなど、まだまだこれからすべき課題があることを再確認した。

## **Ⅶ. まとめと今後の方向性**

### **1. まとめ**

#### **(1) 開催について**

本年度は、三重県及び岡山県において開催した。

専門家の講義では、被害者の声や支援に向けた今後の課題等について認識を深める場とすることができた。

意見交換では、各担当者の業務の好事例、問題点等について意見交換を行い、相談窓口の活動状況や連携状況について相互の理解を深めるとともに、各活動について、一般の方にさらに周知する必要があること、関係団体相互の連携強化が必要であることが再認識された。

参加者からは、「相談窓口ではどのような相談ができるのかを周知する必要性を感じた」、「被害直後の早いうちに適切に情報提供し、それぞれの適切な支援機関につながるよう啓発広報が行き届くようにしたい」等の感想があった。

#### **(2) 参加者について**

行政関係者など被害者支援に携わる方々が参加した。

### **2. 今後の方向性**

#### **(1) 開催について**

本意見交換会は、今年度で概ね全ての都道府県での実施を終えることとなり、相談窓口担当者のスキルアップを図る場が必要であるとの意見を踏まえ、今後の方向性について検討していく。

昨年度に続き、今年度も意見交換の時間を十分に確保した。今後も有意義な意見交換とするための方策について検討していく。

#### **(2) 参加者について**

今年度は、三重県で、社会福祉協議会の参加をいただいた。今後も社会福祉に従事する方をはじめ、支援に関係する機関・団体との連携強化について検討していく。